

介護保険の制度が改正されました

介護保険課 ☎・☎(582)1127 ☎(581)0203

主な改正点は下記のとおりです。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

●4月から介護報酬が改定されました

介護報酬が改定されたことに伴い、サービスを利用したときの利用者負担が変わりました。

●4月から要介護認定の有効期間の上限が変更されました

更新認定の有効期間の上限が36ヵ月から48ヵ月に変更になりました。なお、実際の有効期間は個々に認定審査会で決定します。

●8月から特定入所者介護サービス費の要件および限度額が変更されます

特定入所者介護サービス費は、特定の入所サービスについて、居住費と食費の負担限度額が設けられるものです。利用者負担段階の区分が変更され、預貯金などの要件や食費の負担限度額が変わります。なお、給付を受けるには、市への申請が必要です。

7月利用分まで

利用者負担段階	所得状況	預貯金など資産状況	食費
1	生活保護受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	300円
	老齢福祉年金受給者		
2	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下		390円
3	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超	650円	



8月利用分以降

利用者負担段階	所得状況	預貯金など資産状況	食費
1	生活保護受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	300円
	老齢福祉年金受給者		
2	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	390円
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	650円
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,360円

※短期入所利用の金額は市ホームページをご覧ください。

●8月から高額介護サービス費の自己負担の限度額が変更されます

高額介護サービス費とは、月間の介護保険サービスの利用者負担が一定の限度額を超えたときに、超えた分が支給される制度です。所得区分が「現役並み所得者」の人は、新たに3つの区分に分けられ限度額が変わります。

7月利用分まで

区分	限度額
現役並み所得者がいる世帯 (年収約383万円以上)	44,400円(世帯)
住民税課税世帯	44,400円(世帯)
住民税非課税世帯	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額 +課税年金収入額が 80万円以下	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者	15,000円(個人)

8月利用分以降

区分	限度額
年収約1,160万円以上の人がある世帯	140,100円(世帯)
年収約770万円以上1,160万円未満の人がある世帯	93,000円(世帯)
年収約383万円以上770万円未満の人がある世帯	44,400円(世帯)
上記以外の住民税課税世帯	44,400円(世帯)
住民税非課税世帯	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額+課税年金 収入額が80万円以下	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者	15,000円(個人)

●介護保険料は変更ありません

令和3~5年度の介護保険料の基準額は前回と同額の5,900円です。個人ごとの保険料額は、6月に郵送で通知します。